

住宅用火災警報器の設置は条例で義務付けられています

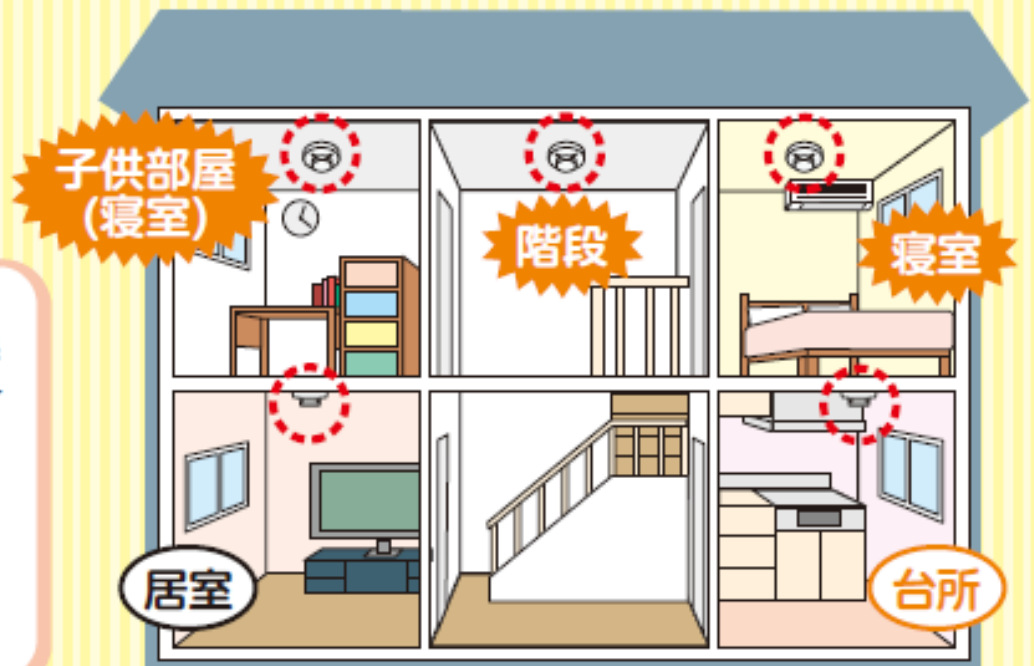


# 火災をいち早く知らせます!!

つくば市  
イメージキャラクター  
フックン船長



まずは設置する場所を確認しましょう



## 【設置場所】

条例で住宅用火災警報器(煙式)の設置が義務付けられています。

- ・寝室
- ・階段室(寝室が2階以上の場合)

※居室と台所は義務ではありませんが、設置をお勧めします。

火災の逃げ遅れ対策には住宅用火災警報器が有効です

火災警報器は、煙や熱を感知して警報を発するため、火災が起きた際にはすぐに知らせてくれます。寝ている間に火災が発生しても、その瞬間に適切な対応をすることができます。

住宅用火災警報器は24時間安心を見守ります



## 住宅用火災警報器を設置されているご家庭は、定期的に点検を

住宅用火災警報器の点検は、重要な安全対策の一つです。

半年に1回以上の点検を実施し、確実に作動するか確認しましょう。



正常な場合、音声や警報音が鳴ります

## 設置してからどれくらい経過しましたか?

住宅用火災警報器はずっと使えるものではありません。

**設置から10年を目安に本体の交換を行いましょう!**

古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。交換する場合は、どの部屋にいても警報音を確認できる連動型の住宅用火災警報器への交換をお勧めします。



## 住宅用火災警報器が ピッ!と音がしたら 電池切れの合図



火を使う場所に**消火器**を備えましょう

消火器による初期消火は、火災の被害軽減や抑制に効果的です。

一般住宅向けの小型で軽量の住宅用消火器や、片手でも使用できるエアゾール式消火具もあります。



つくば市消防本部では、住宅用火災警報器の設置状況把握のため各ご家庭を訪問しています。

お問い合わせ先

つくば市消防本部 予防広報課  
またはお近くの消防署・分署まで

TEL: 029-851-2633



# 住宅用火災警報器

世界の  
あしたが  
見えるまち。  
TSUKUBA

設置は義務化されています



あなたの命を守るために

PROTECT YOUR  
**LIFE**  
PROTECT OUR  
**TSUKUBA**



Tsukuba Fire department  
つくば市消防本部

消防法及びつくば市火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務付けられています

# 住宅用火災警報器は 設置から10年が交換の目安です!

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

●定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。

## 正常な場合は?

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、  
ピーピーピー



ピーピーピー  
火事です



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

## 音が鳴らない場合は?

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



...



しーん

●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

設置時期を  
調べるには

火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、  
または、本体に記載されている「製造年」を確認してください

あなたの家の火災警報器、日頃のチェックやお手入れでさらに安全に

## 奏功事例の紹介

- ① 連動型住宅用火災警報器の鳴動により、2階の寝室からの出火を、1階の寝室で就寝中の家人が早期に発見することができた。
- ② 家人が居室の住宅用火災警報器の発報音に気づき確認したところ、石油ファンヒーター前の床から火が上がっているのを発見、すぐに濡れタオルにて消火することができた。
- ③ 隣室の居住者が住宅用火災警報器の「火事です。火事です。」を聞き、同室の呼び鈴を鳴らしたが応答はなく、煙の臭いがしたため119番通報された。

## 【お問い合わせ先】

つくば市消防本部 予防広報課 029-851-2633  
つくば市中央消防署 029-851-1691  
豊里分署 029-847-8639  
桜分署 029-857-4150  
並木分署 029-861-0123

つくば市北消防署 029-867-2355  
筑波分署 029-866-0176  
つくば市南消防署 029-838-0279  
荃崎分署 029-876-1089